

「二酸化炭素地中貯留評価検討会」について

1. 趣旨

- 二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づいて適切に試掘や貯留事業を進めるために必要な技術面での助言を得るため、本検討会を開催する。

2. 議事運営

- 本検討会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- 配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公開又は非公開とする判断は、事務局が行うこととする。
- 本検討会に係る事務は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の補佐を受けて、資源エネルギー庁が行う。

3. その他

- 委員及びオブザーバーは、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。